

個人住民税（個人県民税・個人市（町）民税）

特別徴収マニュアル

平成26年4月
愛媛県・全市町

目次

	(ページ)
I はじめに	1
1 個人住民税とは	1
2 個人住民税の徴収方法	1
3 個人住民税に係る特別徴収の義務	1
II 特別徴収の事務の流れ	2
III 特別徴収の手続き	3
1 特別徴収義務者の指定	3
2 特別徴収の対象となる納税義務者	3
3 特別徴収の対象とならない納税義務者	3
4 給与支払報告書の提出	3
5 特別徴収税額決定通知書の送付	3
6 納期と納入方法	4
7 税額の変更	4
8 退職・休職者の徴収方法	4
9 給与所得者異動届出書の提出	5
10 特別徴収への切替え	5
11 事業所の所在地・名称の変更	5
IV 異動届出書等の記載例	6
V 退職所得に係る個人住民税の特別徴収	9
1 退職所得に係る住民税の特別徴収	9
2 退職所得に係る特別徴収額	9
VI よくあるお問い合わせ (Q & A)	10
VII 参考 (関係法令抜すい)	12
VIII お問い合わせ先	16

I はじめに

1 個人住民税とは

個人住民税は、県が個人に課税する「個人県民税」と市町が個人に課税する「個人市(町)民税」を総称したものです。

県や市町などの地方公共団体は地域社会において、福祉、保健、教育、ごみ、公園、道路など日常生活に密接した様々な仕事をしています。

これらの費用を賄うための財源として税金は重要ですが、特に個人住民税は地域社会における費用を住民の方に広く負担していただくという会費のような性格を持っており、県や市町を支える重要な税目になっています。

2 個人住民税の徴収方法

個人住民税の徴収方法には、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

特別徴収

特別徴収義務者(事業主)が、毎月従業員に支払う給与から天引きし、従業員に代って市町へ納入する方法。

普通徴収

納税義務者(従業員)本人が、納付書や口座引落としにより市町へ直接納付する方法。納期は原則年4回。

3 個人住民税に係る特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、個人住民税の特別徴収義務者として、納税義務者である従業員の個人住民税を給与天引きして市町に納めること(特別徴収)が法令で義務付けられています。

特別徴収義務者として指定された事業主に行っていただく事務について、次のページからご説明いたします。

※ 個人住民税の特別徴収制度に関する具体的な手続きについては、各市町により詳細が異なる場合もありますので、従業員がお住まいの市町へお問い合わせください。

Ⅲ 特別徴収の手続き

1 特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条及び第 321 条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町長から条例によって特別徴収義務者として指定されます。

2 特別徴収の対象となる納税義務者

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受けており、かつ当年度の当初(4月1日)において給与の支払いを受けている従業員は、原則として特別徴収の対象者となります。パートやアルバイトなどの非正規雇用者であっても、この要件に該当する場合は対象者となります。

3 特別徴収の対象とならない納税義務者

次のような場合は、特別徴収の対象となりません。

【特別徴収の対象とならない納税義務者】

- 支給期間が1か月を超える期間で定められている場合
- 給与が毎月支給されず、不定期である場合
- 毎月の給与月額が少なく、特別徴収しきれない場合
- 退職等により翌年の給与から特別徴収することができない場合
- 6月の給与支給日までに退職が決まっている場合 等

4 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに総務省令で定める**給与支払報告書(総括表・個人別明細書)**を、給与の支払いを受けている従業員の1月1日現在の住所地の市町長に提出しなければなりません。

年の途中で退職した従業員や源泉徴収のなかった者等を含めて、前年中に給与支払いのあった者全員について提出してください。

5 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の特別徴収の期間は6月から翌年5月までの 12 ヶ月を1年として区切ります。

毎年5月中に、市町長から特別徴収義務者に**特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)**と**納入書**が送付されます。(「納税義務者用」については、従業員にお渡しください。)これにより年間の個人住民税の総額と月割額をお知らせしますので、6月の従業員給与から天引きしてください。

6 納期と納入方法

納期限は、月割額を天引きした月の翌月 10 日です。(この日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、その次の平日となります。)

従業員の給与から天引きした税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で各市町の指定金融機関等に納めてください。

※納期の特例(年2回納入)について

特別徴収税額は年 12 回の毎月納入が原則ですが、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所で、市町長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事業所において支払った給与から天引きした給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月 10 日までに納入することができます。(ただし、当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障があると認められる場合は、申請が却下されることがあります。)

なお、承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくそのこと及び必要な事項を記載した書類を市町長に提出しなければなりません。

7 税額の変更

個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。

ただし、従業員が所得税の修正申告をした場合、給与支払報告書の訂正があった場合及び所得・控除内容の調査等により通知済みの特別徴収税額に変更が生じた場合は、市町長から**特別徴収税額変更通知書**が送付されますので、通知された変更月から徴収(天引き)金額を変更してください。

8 退職・休職者の徴収方法

退職・休職者の徴収方法については、その時期に応じて次のとおりとさせていただきます。

い。

(1) 6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えて従業員本人が直接市町に納付することになります。

なお、従業員の申し出又は了解を得た上で、退職等の際に支払う給与又は退職金等から一括して特別徴収していただくこともできますので、利便性と納税の円滑化を図るため、できる限り一括徴収にご協力ください。

(2) 翌年1月1日から4月30日までに退職した場合

この場合は、法令により、特別徴収できなくなる税額は、従業員の申し出がなくても、5月31日までの間に支払う給与又は退職金等から一括して特別徴収していただくことになります。(ただし、一括徴収すべき金額が給与又は退職金等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

なお、5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただくことになります。

9 給与所得者異動届出書の提出

従業員(特別徴収税額が無い方も含みます。)に退職、休職、転勤等異動があった場合は、その異動が生じた日の属する月の翌月10日までに市町長に給与所得者異動届出書(P6~7参照)を提出してください。

なお、異動届出書の提出がなかったり遅れたりすると、退職者や休職者等の税額が事業主の滞納になったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、過誤納が発生するなどの不都合が生じますので、期限までの提出をお願いします。

10 特別徴収への切替え

入社の際にご本人からの申し出があった場合など、従業員の個人住民税の徴収方法を普通徴収から特別徴収へ切り替えるときは、当該従業員の1月1日現在の住所地の市町長に対して特別徴収への切替依頼書(P7参照)を提出してください。

11 事業所の所在地・名称の変更

特別徴収義務者(事業主)となる事業所の名称や所在地、連絡先が変更となったときは、当該事業所を特別徴収義務者として指定した市町長へ特別徴収義務者所在地・名称変更届出書(P8参照)を提出してください。

IV 異動届出書等の記載例

【給与所得者異動届出書の記載例（退職して一括徴収する場合）】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書						※市町村 処理欄				
〇〇市長様 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出		給与支払者 (特別徴収者)	氏名または名称 有限会社愛媛商店 代表取締役 愛媛 太郎 ㊞	特別徴収義務者 指定番号 30000000						
		所在地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇	連絡先の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号	総務課 経理係 氏名 愛媛 二郎 (電話 089-941-0000)					
受給者番号 (整理番号)	1000	氏名	伊予 花子	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時ま での給与 支払額
1月1日現在の 住所	〇〇市〇〇町〇番〇号		円	6月から10月まで	円	円	H26・10・31	①退職 ②転職 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1. 特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (理由:)	1,890,100 控除社会 保険料額
現住所	△△市△△町△番△号		121,000	円	51,000	円				218,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村 記入欄
徴収月	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)		
① 異動が平成26年12月31日 までで、申出があったため (9月2日申出)	10・25	70,000	円	円	
2. 異動が平成 年1月1日 以後で特別徴収の継続の希 望がないため	・	円	円	70,000	
異動者印	㊞	・	円	円	

◎新しい勤務先(転勤先等)

月割額 を 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 名称	特別徴収義務者 指定番号
		フリガナ 所在地	電話番号 () - 番
		郵便番号	
		〒	

【給与所得者異動届出書の記載例（退職して普通徴収に切替える場合）】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書						※市町村 処理欄				
〇〇市長様 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出		給与支払者 (特別徴収者)	氏名または名称 有限会社愛媛商店 代表取締役 愛媛 太郎 ㊞	特別徴収義務者 指定番号 30000000						
		所在地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇	連絡先の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号	総務課 経理係 氏名 愛媛 二郎 (電話 089-941-0000)					
受給者番号 (整理番号)	1000	氏名	伊予 花子	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時ま での給与 支払額
1月1日現在の 住所	〇〇市〇〇町〇番〇号		円	6月から10月まで	円	円	H26・10・31	①退職 ②転職 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1. 特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (理由:)	1,890,100 控除社会 保険料額
現住所	△△市△△町△番△号		121,000	円	51,000	円				218,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村 記入欄
徴収月	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)		
1. 異動が平成 年12月31日 までで、申出があったため (月 日申出)	・	円	円	円	
2. 異動が平成 年1月1日 以後で特別徴収の継続の希 望がないため	・	円	円	円	
異動者印	・	円	円	円	

◎新しい勤務先(転勤先等)

月割額 を 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 名称	特別徴収義務者 指定番号
		フリガナ 所在地	電話番号 () - 番
		郵便番号	
		〒	

【給与所得者異動届出書の記載例（転職等により特別徴収を継続する場合）】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書				※市町村 処理欄					
〇〇 市長 様 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出		給与支払者 (特別徴収者)	氏名または名称 有限会社愛媛商店 代表取締役 愛媛 太郎 ㊟	特別徴収義務者 指定番号	30000000				
		所在地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇	連絡先の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号	総務課 経理係 氏名 愛媛 二郎 (電話 089-941-0000)				
受給者番号 (整理番号)	1000	氏名	伊予 花子	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時ま での給与 支払額		
1月1日現在 の住所	〇〇市〇〇町〇番〇号		(ア) 特別徴収税 額(年税額) 円 121,000	(イ) 徴収済額 円 51,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 70,000	H26・11・1	1.退職 2.転職 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	①特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (理由:)	円 1,890,100 控除社会 保険料額 円 218,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			※市町村 記入欄
	徴収予定 日	徴収予定 金額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
1. 異動が平成 年12月31日 までで、申出があったため (月 日申出)	・	円	円	
2. 異動が平成 年1月1日 以後で特別徴収の継続の希 望がないため	・	円	円	
異動者印	・	円	円	

◎新しい勤務先(転勤先等)

月割額 10,000 円 を 11月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 名称 ユウゲンガイシャ マツヤマショウテン ダイエイウトリンマリヤク マツヤマ イテロウ 有限会社 松山商店 代表取締役 松山 一郎	特別徴収義務者 指定番号	40000000
	フリガナ 所在地	郵便番号 〒790-0002 マツヤマシニバンチョウ 松山市二番町〇丁目〇番地〇	電話番号	(089)948-0000番

【特別徴収への切替依頼書の記載例】

特別徴収への切替依頼書

特別徴収への切替依頼書				※市町村 処理欄	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 市長 様		所在地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇	特別徴収義務者 指定番号	30000000
		名称	有限会社愛媛商店	連絡者の係	総務課経理係
		代表者の 職氏名印	代表取締役 愛媛 太郎 ㊟	氏名及び 電話番号	氏名 愛媛 二郎 電話 089-941-0000

給与所得者	フリガナ	イヨ 太郎	○左記の者について (10) 月分(翌月10日納期)から 特別徴収を希望します。		
	氏名	伊予 太郎			
	生年月日	明・大・昭・平 〇〇年〇月〇〇日			
	1月1日現在 の住所	〇〇市〇〇町〇番〇号		普通徴収通知書番号	40000000
	現住所	△△市△△町△番△号		年税額	240,000 円
備考				納付済額 (第2期分まで)	120,000 円

※所在地、名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

【特別徴収義務者住所・名称等変更届出書の記載例】

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

		※市町村 処理欄			
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇 〇 市長 様	（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇	特別徴収義務者 指定番号	3000000
		名称	有限会社愛媛商店	連絡者の係 氏名及び 電話番号	係 総務課経理係 氏名 愛媛 二郎 電話 089-941-0000
		代表者の 職氏名印	代表取締役 愛媛 太郎	㊟	

	変 更 前	変 更 後
フリガナ	マツヤマシキタモチダマチ〇〇〇パンチ	マツヤマシイチバンチョウウ〇チョウメ〇パンチ〇
所在地 (住 所)	〒790-0873 松山市北持田町〇〇〇番地	〒790-0001 松山市一番町〇丁目〇番地〇
フリガナ		
方 書 (ビル名など)		
フリガナ		
名 称		
電 話		
フリガナ		
代表者		
備 考		変更年月日 平成26年10月 1日 変更事由 該当事由に〇を付けてください。 ① 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併 4. その他

※所在地、名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

※ ここに掲載した各種様式は各市町により一部体裁等が異なりますので、詳しくは各市町の担当課(P16掲載)にお問い合わせください。

V 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

1 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職手当等の退職所得に対する個人住民税についても、地方税法第 41 条及び第 328 条の4の規定により、退職手当等が支給される際に支払者(事業主)が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

なお、納入先は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する1月1日現在における退職者の住所地の市町です。

2 退職所得に係る特別徴収額

$$\begin{aligned} \text{(個人県民税)} &= \text{退職所得} \times 4\% \\ \text{(個人市(町)民税)} &= \text{退職所得} \times 6\% \end{aligned}$$

○退職所得の計算方法

$$\text{(退職所得)} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※勤続年数が5年以下の役員等については1/2の適用がありません。

※千円未満の端数がある場合は切り捨てます。

○退職所得控除額の計算方法

- ・勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
- ・勤続年数が20年を超える場合
80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者となったことを直接の原因として退職した場合は、上記控除額に100万円が加算されます。

VI よくあるお問い合わせ(Q&A)

(Q1) 個人住民税とは何ですか？

(A1) 個人住民税とは、県が個人に対して課税する個人県民税と市町が個人に対して課税する個人市(町)民税を総称したものです。個人住民税は、地域社会の費用を住民の方々に広く負担していただくという性格を有しており、県・市町を支える重要な税目となっています。

(Q2) 特別徴収はしなくてはならないのですか？

(A2) 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律及び市町の条例により義務付けられています。

＜地方税法第 321 条の4①＞

(Q3) 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいのでしょうか？

(A3) 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、所得税法上源泉徴収することを要しない常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

＜地方税法第 321 条の4①、所得税法第 184 条＞

(Q4) 従業員はパートやアルバイトだけであっても、特別徴収しなければならないのでしょうか？

(A4) 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような場合は特別徴収を行う必要はありません。

- ・支給期間が1か月を超える期間で定められている場合
- ・給与が毎月支給されず、不定期である場合
- ・給与の月額支給額が少なく、特別徴収しきれない場合
- ・退職等により、翌年の給与から特別徴収することができない場合

- ・源泉徴収税額表の丙欄(日額表)適用者である場合
- ・6月の給与支給日までに退職が決まっている場合 等

＜地方税法第 321 条の3①＞

(Q5) 給与天引きした個人住民税は毎月納入しなければならないのでしょうか？

(A5) 毎月の給与から天引きした個人住民税は、翌月 10 日までに納入していただく必要があります。

なお、総従業員数が常時 10 人未満である場合は、事業主からの申請に基づく市町の承認により、年 12 回の納期を年2回にすることもできます。

＜地方税法第 321 条の5の2①＞

(Q6) 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしているが今のままではいけないのでしょうか？

(A6) 事業主が特別徴収義務者になることは、法律に定められています。事務が煩雑になることを理由に普通徴収とすることはできません。(Q14、Q15 参照)

＜地方税法第 321 条の4①＞

(Q7) 特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのでしょうか？

(A7) 特別徴収義務者に指定され、特別徴収税額決定通知を受けた事業主が特別徴収を拒否し又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。督促状が発送された日から 10 日を経過しても納入が確認できない場合は、差押え等の滞納処分を受けることとなります。(市町から従業員本人へ請求することはできません。)

更に、10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。

また、事業主に滞納がある場合は、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

＜地方税法第 329 条①、第 331 条①、第 324 条③＞

Ⅶ 参考(関係法令抜すい)

【地方税法】

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場

合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

- 2 市町村長が前項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。
- 3 第三百七十七条の六第一項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができなかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不相当であると認められる場合においては、この限りでない。
- 4 第一項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によつてこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額にあん分して、これを徴収させることができる。
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る

給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によつてその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第二項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。
- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。
- 4 前条の規定によつて、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。
- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

- 第三百二十一条の五の二** 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

- 2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで(同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。)の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合においては、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が前項の通知を受け取つた場合においては、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定によつて変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

【地方税法施行規則】

(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)

第九条の五 法第三百二十一条の五第三項 に規定する届出書は、同条第二項 の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が四月二日から五月三十一日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第三百二十一条の四第一項 後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の十日までとする。

【所得税法】

(源泉徴収義務)

第八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 2 法人の法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

Ⅷ お問い合わせ先

(市町)

担当課	住所	電話番号
松山市市民税課	〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2	089-948-6688(代表)
今治市市民税課	〒794-8577 今治市別宮町1丁目 4-1	0898-36-1510
宇和島市税務課	〒798-8601 宇和島市曙町1番地	0895-24-1111(代表)
八幡浜市税務課	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1-1	0894-22-3111(代表)
新居浜市市民税課	〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5-1	0897-65-1224(代表)
西条市市民税課	〒793-8601 西条市明屋敷 164	0897-56-5151(代表)
大洲市税務課	〒795-8601 大洲市大洲 690-1	0893-24-1711(代表)
伊予市市民税務課	〒799-3193 伊予市米湊 820	089-982-1111(代表)
四国中央市税務課	〒799-0497 四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6009
西予市税務課	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-1111(代表)
東温市税務課	〒791-0292 東温市見奈良 530-1	089-964-2001(代表)
上島町住民課	〒794-2592 越智郡上島町弓削下弓削 210	0897-77-2503
久万高原町住民課	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111(代表)
松前町税務課	〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111(代表)
砥部町戸籍税務課	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2061
内子町税務課	〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-6153
伊方町税務室	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211(代表)
松野町町民課	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸 343	0895-42-1111(代表)
鬼北町税務課	〒798-1345 北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111(代表)
愛南町税務課	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-7301

(県)

担当課	住所	電話番号
東予地方局課税課	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	0897-56-1300(代表)
今治支局納税室	〒794-8502 今治市旭町1丁目 4-9	0898-23-2500(代表)
中予地方局税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町 132	089-941-1111(代表)
南予地方局税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211(代表)
八幡浜支局納税室	〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目 3-37	0894-22-4111(代表)
総務部行財政改革局税務課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2	089-912-2204
総務部管理局市町振興課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2	089-912-2214